

## 町営住宅等の入居者を募集します

### 町営住宅等の入居者を募集します（3月分）

#### ◎今回入居者募集する住宅（希望者複数の場合は選考となります）

##### ◇公営住宅

###### ○新小頓別団地 108号 高齢者減免住宅（平成14年度建設）

所在地 中頓別町字小頓別 605番地3

構造 木造平屋建て（共同住宅）

面積 2LDK 59.40㎡

設備 電気温水器・ユニットバス・浄化槽・車両格納庫付

家賃 所得に応じて家賃を決定

（車両格納庫は使用料4,000円/月・浄化槽維持管理費は別途請求）

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

（60歳以上の高齢者は所得額で減免措置あり）

入居可能日（即入居可）

###### ○西団地 337号（1階）（昭和61年度建設）

所在地 中頓別町字中頓別 162番地1

構造 セラミックブロック造2階建て（共同住宅）

面積 2LDK 63.30㎡

設備 ボイラー・ユニットバス

家賃 所得に応じて家賃を決定

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

入居可能日（即入居可）

###### ○ひまわり団地 323号（昭和56年度建設）

所在地 中頓別町字中頓別 98番地1

構造 補強コンクリートブロック造2階建て（共同住宅）

面積 3LDK 62.19㎡

設備 ボイラー・ユニットバス

家賃 所得に応じて家賃を決定

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

入居可能日（即入居可）

○あかね拡充団地 400号 (平成12年度建設)

所在地 中頓別町字中頓別48番地33

構造 補強コンクリートブロック造平屋建て(共同住宅)

面積 1LDK 52.30㎡

設備 電気温水器・ユニットバス・車両格納庫付

家賃 所得に応じて家賃を決定(格納庫は使用料4,000円)

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

入居可能日 (即入居可)

◇みなし特定公共賃貸住宅

○あかね拡充団地 441号 (平成15年度建設)

所在地 中頓別町字中頓別47番地18

構造 補強コンクリートブロック造2階建て(共同住宅)

面積 3LDK 78.90㎡

設備 ボイラー・ユニットバス・車両格納庫付

家賃 46,000円(格納庫は使用料4,000円)

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

入居可能日 (即入居可)

◎随時入居者募集する住宅 (先着順で決定いたします。)

◇公営住宅

○あかね団地304号 (昭和53年度建設)

所在地 中頓別町字中頓別48番地17

構造 ブロック造平屋建て(長屋住宅)

面積 2DK 57.00㎡

設備 水洗トイレ設備・浴室有(浴槽、給湯ボイラー無し)

家賃 所得に応じて家賃を決定

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

入居可能日 (即入居可)

◇特定公共賃貸住宅

○敏音知特定公共賃貸住宅348号(1階) (平成5年度建設)

所在地 中頓別町字敏音知306番地

構造 コンクリートブロック造2階建て(共同住宅)

面積 1LDK 39.33㎡

設備 電気温水器・ユニットバス・浄化槽  
(浄化槽維持管理費は別途請求)

家賃 20,000円

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

入居可能日 (即入居可)

○敏音知特定公共賃貸住宅 351 号（2 階）（平成 5 年度建設）

所在地 中頓別町字敏音知 306 番地

構造 コンクリートブロック造 2 階建て（共同住宅）

面積 1LDK 39.33 m<sup>2</sup>

設備 電気温水器・ユニットバス・浄化槽  
（浄化槽維持管理費は別途請求）

家賃 20,000 円

入居条件 収入制限があるため、希望の際は建設課までお問い合わせ下さい。

入居可能日（即入居可）

◎申込期限、申込先及び問い合わせ先

- ・申込期限 令和 8 年 3 月 19 日（木）まで
- ・申込先・問い合わせ先 建設課建設グループ

◎入居資格等

- ・本町に住所を有する方又は勤務場所を有する方
- ・町税及び町使用料等を滞納していない方
- ・家賃及び敷金を支払う能力を有する方
- ・入居者及び同居者が暴力団員でないこと
- ・同居者は入居者の親族であること
- ・各住宅共単身世帯の入居申込可
- ・公営住宅申込時、所得を確認できる書類必要（入居には収入に係る条件があり、場合によっては入居できないことがあります。）
- ・入居決定時に敷金納入（家賃の 2 ヶ月分）必要

◎お願い

- ・入居家族の変更があった場合、ご連絡ください。（同居承認申請が必要です。）